

# 電気の供給を受ける契約に 関する考え方について（案）

# 本年度の検討事項等

1. 環境配慮契約の未実施機関等への対応について
2. 複数年等長期契約に関する対応について

## I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

3. 小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律／地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討

## II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針

## III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方

## IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

4. 非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に関する検討
5. グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度によるCO<sub>2</sub>削減相当量の再生可能エネルギーとしての評価に関する検討
6. J-クレジット制度によりクレジット認証された再生可能エネルギーの評価に関する検討

V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

7. メニュー別排出係数の取扱に関する検討

VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

- I.** 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II.** 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III.** 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV.** 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V.** 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI.** 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

# 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

## 環境配慮契約の未実施機関等の現状と課題

- **環境配慮契約の未実施機関等【4枚目】は、**
  - 全体では契約件数・予定使用電力量ともに**32.7%**（約**3分の1**）が環境配慮契約を未実施
  - 国の機関の未実施割合は契約件数で**16.1%**（前年度比**+2.7**ポイント）、予定使用電力量で**7.5%**（同**+1.1**ポイント）
  - 独立行政法人等の未実施割合は契約件数では**57.1%**（前年度比**+1.9**ポイント）、予定使用電力量は**43.8%**（同**+8.4**ポイント）
  - 国の機関と独立行政法人等の未実施割合を比較すると、独立行政法人等が契約件数で約**3.5**倍、予定使用電力量で約**5.8**倍
- **環境配慮契約の未実施理由【7枚目】は、**
  - 環境配慮契約の未実施理由を回答した**931**件が対象（不明を除く。複数回答）
  - 「組織再編等への対応による措置」が**30.3%**、「応札がない・見込めない」が**29.4%**、「長期継続契約等で安価な契約が可能」が**23.0%**、「電力供給契約が3者に満たない」が**19.9%**、「長期継続契約期間中」が**8.2%**、「裾切り基準が設定できなかった」が**7.5%**、「安定供給の懸念」が**7.1%**、以下**5%**未満の項目が続く

# 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針

## 複数年等長期契約の現状と課題

- **電気の供給を受ける契約の契約期間【9枚目、10枚目】は、**
  - 1年以下が全契約の約**93%**
  - 複数年等長期契約（**13ヶ月以上**）のうち、**2年以下の契約が約半数、3年以下までの契約を加えると約93%**
  - **2年以下（13～24ヶ月）の契約の約87%**が環境配慮契約を実施
  - **2年を超える契約は、相対的に予定使用電力量の多い機関等が該当し、そのうち約57%**が環境配慮契約を実施
- **長期契約の理由【11枚目】は、**
  - 全体では「安価な契約が可能」が約**62%**、「契約手続の簡素化」が約**42%**、「その他」が約**16%**
  - **2年以下（13～24ヶ月）の契約では「安価な契約が可能」及び「契約手続の簡素化」が約43%、「その他」が約31%**で、うち「契約期間の調整」のためとする回答が約**7割**
  - **2年を超える契約（25～36ヶ月及び37ヶ月以上）では、約7割超が「安価な契約が可能」を挙げ、第一義的には経済的な理由により長期契約を実施**

# 環境配慮契約のさらなる促進に向けた対応方針

## 環境配慮契約の促進に向けた対応方針

- 電力供給に係る契約については、会計法上で複数年等長期契約が認められていることを前提として対応する必要がある。
- 環境配慮契約の未実施の理由のうち、
  - 「応札がない・見込めない」「電力供給会社が3者に満たない」「安定供給の懸念」は、小売電気事業者の参入状況を情報提供することが有効であると考えられる。
  - 「長期継続契約で安価な契約が可能」は、複数の小売電気事業者から見積りや聞き取りを行うよう助言することが有効であると考えられる。
  - 「長期継続契約期間中」「裾切り基準が設定できなかった」は、環境配慮契約に係るひな形やQ&Aを情報提供することが有効であると考えられる。



- 環境配慮契約の実施状況をより改善するため、調達者が各々の状況を認識し契約方法を見直すことができるよう、**未実施の理由等を踏まえた情報提供**を積極的に行っていく。
- 各機関の取組の進捗状況を踏まえ、**個別対応も検討**する。

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針**
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

## 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針

### ■ 昨年度の検討においては、裾切り基準の運用について、

- 小売電気事業者の参入状況は、地域によって大きな差異がみられること
- 小売電気事業者の託送関連の手続は、一般送配電事業者の供給区域ごととなっていること
- 小売電気事業者の参入動向が捉えきれないこと

から、当分の間は、これまでと同様、一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断されたところ。

国及び独立行政法人等の裾切り方式による調達が多い高圧区分は、

- 北陸電力及び四国電力供給区域において参入事業者数が少ない状況にある【22枚目】
- 販売電力量の観点からは、北陸電力、中国電力及び四国電力供給区域において新電力の販売電力量が10%に満たず、特に北陸電力供給区域においては1.7%に過ぎない状況にある【23枚目】

- 
- 平成30年度においても、引き続き一般送配電事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切
  - 全国一律の裾切り基準の設定に向けた検討を開始

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方**
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

## 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方

- 昨年度、「二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促す観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り一定レベル以上で同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮するものとする」とされたことを踏まえ、**当分の間**は、供給区域ごとに裾切り基準を設定しつつ、**可能な限り複数の一般送配電事業者の区域をグループ化**できるような裾切り基準の設定について検討を開始する

グループ化に当たっては、裾切り基準の重要な評価項目の**CO<sub>2</sub>排出係数の区分が概ね同程度**であることを前提とし、例えば以下の観点から競争性の確保状況をもとにグループ化することを検討する。

- ① 入札参加者数【**16枚目、17枚目**】  
最低限入札が成立する入札参加者数を需要側の指標とできないか
- ② 小売電気事業者の参入数【**22枚目**】  
当該区域の供給側の競争性の指標とできないか
- ③ 新電力の販売電力量【**23枚目**】  
当該区域の電気の供給力の観点から競争性の指標とできないか

➡ 平成31年度以降を見据え、沖縄電力供給区域を除く**全国一律の裾切り基準の設定に向けた議論を早急に開始**する。

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

## 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 基本方針における入札方法の検討に当たっての「**安定供給の確保**」に係る記載について、昨年度の電力専門委員会において委員から御発言があったところ。

### ※環境配慮契約法基本方針2. (1) 抜粋

- 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。また、その際は**安定供給の確保のための取組との調和を確保する**とともに、公正な競争を確保するものとする。

### 平成28年度第3回電力専門委員会における委員発言抜粋

- 実際に実務の現場では、前回も議論があったと思うのですが、新電力と契約して、本当に電気が来るのかという、素朴というかナイーブな疑問が現場ではあるんですよね。安定供給の確保のための取組というのは意味が分からないのだけれども、これが入っていると、やはり新電力は危ないのではないかというような誤解を広げることになりかねないので、特段の意味がないのであれば、これは外した方がいいのではないかと思います。
- 安定供給と公正な競争というのは、俗に言うエネルギー政策の3つのEに対応するものだと私は考えていて、環境配慮契約法自体を読み込むとそういうことが出てくるのではないですか。当然、安定供給というかエネルギー安全保障と経済性と、それから環境があるわけですから、それを書いているだけの文章とだけ思って、私は全然引っかけられない。

## 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 入札にかける側がどれだけ安定供給の確保のための取組と調和をするような入札というのが現実にはできるのか、あるいは要請に応えられるのかという意味でいくと、やはりそぐわないように思います。
- 安定供給という言葉が強硬に入れるように言ったのは電気事業連合会の方だと記憶しています。電気事業連合会の主張は、新電力だと届かないということを行ったのではなく、文字どおり、本当の意味での安定供給の話。排出係数をいくつ以下にしなければいけないと言われて、本当に電気が足りない状況になって、老朽火力を動かさなければいけないという状況になったときに、でもそれを行ったら排出係数が上がってしまうので困るとか、そういう状況になっては困るので、そういう問題とバッティングしないように考えてほしいということ。個々の小売事業者が倒産するかもしれないというたぐいのものではなかったと認識しています。そういう議論の過程が明らかで、それを誤認されないようにしてくださいと言った記憶があります。しかしこれを文章として見ると、やはり誤認されるということが、この段階で相当に明らかになってきた。それに対して、このルールが安定供給を損なうと考えるのはやはりリアリティがない。電気が逼迫している時に排出係数のことを気にしているお客は老朽火力や石炭火力を止めろというようなことは、わざわざこの文言を書かなくてもありえないですね。そもそもここで何を書かれても、安定供給を損ねるような運用が強いられるというのはリアリティがないと思うので、もうそろそろこの文言は削除すべきではないか。

# 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

## 法施行当時（平成19年度）の考え方

### ■ 環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等（電気の供給を受ける契約について）平成19年度第1回電力WG 資料4（抜粋）

#### （2）基本的な考え方

- 電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に対する十分な配慮  
（なお、上記の配慮に伴い、電気事業者による環境負荷低減の取組の推進が著しく阻害される可能性の有無についても必要に応じ検討）

#### （3）本契約方式の方法等

- 一般電気事業者に対して自由化対象の需要家への最終保障義務が課せられていること等、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定
- 裾切りの設定の検討を行う際には、当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考として考慮

## 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等（電気の供給を受ける契約について）平成19年度第1回電力WG への公正取引委員会からの質問及び事務局の回答（抜粋）

問：電力の供給に係る契約の基本方針において「電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に十分配慮」する理由を御教示願いたい

答：法13条2項の規定により、エネルギー政策基本法に基づく施策と調和を確保する必要があるため

問：電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に配慮すると、一般電気事業者の参加が必要になる理由について、御教示願いたい

答：一般電気事業者は、電力の安定供給及びユニバーサルサービスの確保を義務づけられているために排出係数が悪化する場合が想定されるため、一般電気事業者が排除されるような裾切り排出係数を設定すべきではないと考えている。そうした点を含め、検討会で議論するために記載している。

## 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

- 環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等（電気の供給を受ける契約について）平成19年度第1回電力WG への公正取引委員会からの質問及び事務局の回答（抜粋）

問：一般電気事業者の供給区域ごとに、原則、一般電気事業者が参加しなければならない理由について御教示願いたい

答：一般電気事業者は、電力の安定供給及びユニバーサルサービスの確保を義務づけられていることによって、排出係数が悪化する場合が想定されるため。

### ■ 法施行当時の状況まとめ

環境配慮契約法13条2項の規定により、エネルギー政策基本法に基づく施策と調和を確保する必要があるため、電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に十分配慮することとした。また、一般電気事業者は電力の安定供給及びユニバーサルサービスが義務付けられており、排出係数が悪化することが想定されたため、裾切りの設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行う一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考として考慮することとした。

## 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方

### ■ 現状

現在、国等が使用する電力量の大部分を占める高圧及び特別高圧については、旧一般電気事業者ではなく一般送配電事業者に電力の安定供給及びユニバーサルサービスが義務付けられている

※低圧電力については、少なくとも**2020年（平成32年）3月末までの間は**、引き続き旧一般電気事業者が最終保障義務を負う

高圧及び特別高圧については、旧一般電気事業者の小売部門はその義務を負わないため、法施行当時の考え方のまま安定供給の文言を残すことは、義務がなくなった旧一般電気事業者の小売部門を引き続き考慮し続けると捉えられる恐れがある

※低圧電力については、少なくとも**2020年（平成32年）3月末までは引き続き考慮すべき必要がある**

➡ ● **入札方法の検討に当たっての安定供給の確保の記載については、現状を踏まえ当該文言を修正し、解説資料に詳細を記載する。**（具体的な基本方針及び解説資料の修正案は別紙のとおり）

## (参考) 電気事業法に係る安定供給の確保のための取組

小売全面自由化後は、小売電気事業者、送配電事業者、発電事業者等の各主体が新たな制度に従いそれぞれの責任を果たすことによって安定供給を確保する仕組みとなっている。

### ■ 例えば、裾切りの設定により安定供給に支障を来す恐れがあるケースとして、以下のような場合が考えられる

再生可能エネルギーの評価の点数割合を高めた裾切り基準を設定し、例えば「太陽光100%」といった再生可能エネルギーの割合が非常に高い小売電気事業者が多数参入することになった場合、当該事業者が夜間に電気を供給する際は、蓄電池など太陽光の電気を蓄える設備が無い限り、系統維持用の電力に依存することになりかねず、安定供給に支障を来す恐れがある

- I.** 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II.** 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III.** 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV.** 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V.** 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI.** 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱いに関する対応方針

## 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

### 「非化石価値取引市場から調達したFIT電気」

#### ■ 非化石価値取引市場については、

- 本年度から創設され、非化石価値（非化石比率の算定時に非化石価値として計上可能）の取引が開始される
- 市場開設当初（平成29年度）はFIT電気に相当する非化石証書のみについて先行して取引が開始予定（**現在制度設計中**）
- 非FIT非化石電気に相当する非化石証書の取引については平成31年度を目途に開始予定

現行の裾切り方式においてFIT電気は、負担に応じて全需要家に環境価値が帰属するとの扱いから、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価を行っていないが、以下の観点から検討が必要と考えられる

- 非化石価値は、全需要家のFIT電気による負担を減らすことを目的として、FITの環境価値も含めて取引される観点
- 今後創設される非化石価値取引市場の活性化を図る観点
- 再生可能エネルギー電気等の調達を促進し、低炭素な電気を供給する小売電気事業者の選択肢を拡大する等の観点

➡ 非化石価値取引市場から調達したFIT電気に相当する非化石証書については、**制度の詳細が決定した段階において、「再生可能エネルギーの導入状況」としての評価を検討する**

## 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

### 「グリーンエネルギーCO2削減相当量」

- 昨年度の専門委員会において、グリーン電力・熱證書の調整後排出係数への反映の取扱いについては、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の議論を踏まえる必要があることから、継続検討とされたところ
- 
- 上記の検討会においてグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力について小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたところ
- 

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー事業者の「所内消費」分の電力については、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされたことから、再生可能エネルギー導入の促進のために、「再生可能エネルギーの導入状況」として評価する

## 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価

### 「J-クレジット制度においてクレジット認証された再生可能エネルギー電気」

- J-クレジット制度においてクレジット認証された温室効果ガスの量は、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされており、その中には再生可能エネルギーにより発電された電力由来のものも含まれているところ
- 第2回電力専門委員会における「再生可能エネルギーの導入状況に関する評価」に関する検討において、**グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度**により認証されたグリーンエネルギー事業者の「**所内消費**」分の電力を「**再生可能エネルギーの導入状況**」として評価することとした



J-クレジット制度においてクレジット認証された温室効果ガスの量については、小売電気事業者の排出係数の算定に活用可能とされており、その中には再生可能エネルギーにより発電された電力由来のものも含まれていることから、再生可能エネルギー導入の促進のために、当該温室効果ガスの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」**として評価する

## 「再生可能エネルギーの導入状況」の取扱について

グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」として評価**する

### 再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）
- ③ **グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギーの電力量（kWh）**
- ④ **J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）**
  - ※ ③及び④については、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る
  - ※ 非化石価値取引市場から調達したFIT電気については制度の詳細が決定した段階で検討する

また、再生可能エネルギーの導入を促進するインセンティブとするため、**「再生可能エネルギーの導入状況」**の重み付け（配点）を高めることを想定



**CO<sub>2</sub>排出係数：70点程度、未利用エネルギーの活用状況：10点程度、再生可能エネルギーの導入状況：20点程度**

- I. 環境配慮契約のさらなる実施に向けた対応方針
- II. 平成30年度における裾切り基準の設定に関する対応方針
- III. 全国一律の裾切り基準の設定に向けた考え方
- IV. 「入札方法の検討に当たっての安定供給の確保」に係る考え方
- V. 再生可能エネルギーの導入状況に関する評価
- VI. 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱に関する対応方針

## 平成30年度におけるメニュー別排出係数の取扱いに関する考え方

### ■ 平成28年度のメニュー別排出係数（平成29年7月14日公表）は、

- 残差により作成した排出係数が公表されておらず、現段階においては、FIT調整を含めたメニュー別排出係数が十分把握されていないこと
- メニュー別排出係数の告示を希望した事業者は2者であり、平成30年度における環境配慮契約（裾切り基準の設定）に与える影響は小さいものと想定されること

→ 平成30年度においては、裾切り方式の評価に メニュー別排出係数は使用しないことが適切 と判断される

↓  
平成30年度の裾切りのCO<sub>2</sub>排出係数は事業者全体の排出係数で評価するが、取扱いについて引き続き検討する

### ■ 今後の検討項目

- 複数のメニュー別排出係数を有する事業者の各メニュー別排出係数と残差により作成した排出係数の実態を踏まえた評価に関する検討
- 事業者全体の排出係数とメニュー別排出係数の評価の考え方の検討